

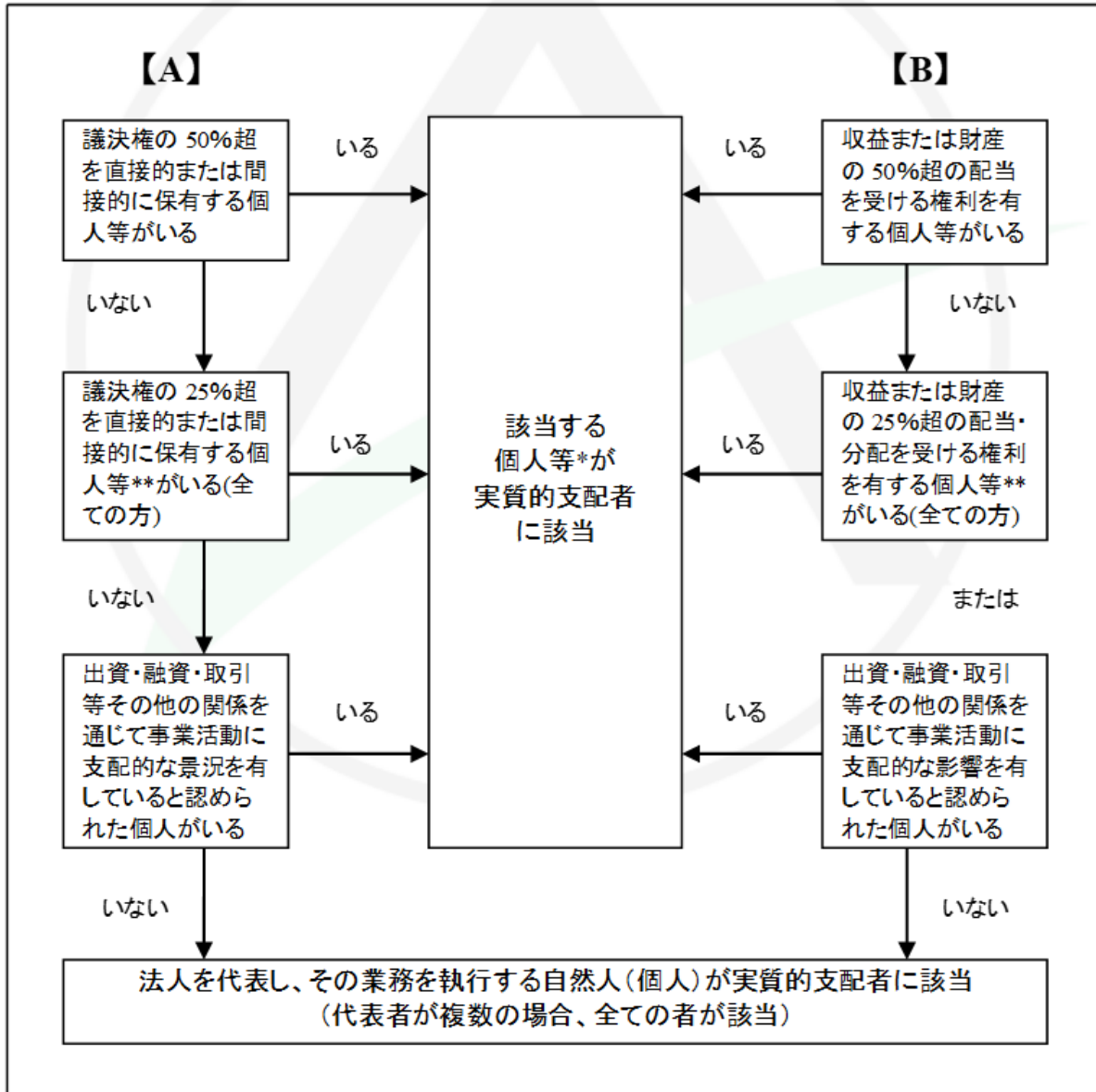
【実質的支配者の判定方法】

① お客様は次のどちらに該当するか確認ください。

【A】 株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社

【B】 合同会社、合名会社、一般社団法人、財団法人、医療法人など

② 以下の質問に沿って、どなたが「実質的支配者」に該当するか確認ください。



*実質的支配者は、原則、自然人(個人)であるが、国・地方公共団体・上場企業等(国等およびその子会社)は、自然人とみなされ、これに該当する。

**25%超の権利を有する方が複数名いる場合、全ての方のご記入が必要です。

-End of document-